

議会運営委員会

令和4年5月24日午後1時30分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

大森恒太郎

奥村 容子

伴 議 長

○溝部真紀子

嶋田 善行

齋藤 文夫

坂口 徹

2. 理事者出席者

総 務 部 長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長

みなさん、こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時会で、議会運営委員会の委員構成が変わりました。

私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。溝部副委員長ともどもよろしくお願いいたします。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、溝部委員、齋藤委員を指名いたします。

両委員にはよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しているレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和4年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

会期日程につきましては、3月18日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、6月1日（水）から6月17日（金）までの17日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和4年第3回斑鳩町議会定例会は、6月1日から6月17日までの17日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取り扱いについてを議題とします。日程順に確認してまいりますので議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をします。

次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、町長から提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明

を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。まず、日程6．議案第26号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程7．議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会へ付託。日程8．議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）については、総務常任委員会に付託。日程9．議案第29号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）については、建設水道常任委員会に付託。次に、日程10．承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）は、専決処分に係る承認案件でありますので、慣例により委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程11．報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）、から日程17．報告第14号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、までの7件の報告については、報告案件ですので、これまでの例により、本会議初日に報告を受けることにしたいと思います。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりですが、ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする承認第6号について、討論の有無については初日の全員協議会で確認いただくこととなります。

もし、討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまで

の例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、事務局より、6月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

議会事務局より、6月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談させていただきます。

社会は日常を取り戻しつつありますが、5月に入っても、町内で新たに新型コロナウイルス感染症の感染者の発生が続いております。

このことから、1点目、議場における新型コロナウイルス感染予防対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、5月臨時議会と同様の対応、議員席・傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するかどうかをご協議いただきたいと考えております。

2点目、本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてです。これまでと同様に、会議時間短縮のため、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、6月議会も同様に行うか協議をお願いいたします。

これらのことについて、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

委員長

ただいま、6月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から相談がありましたが、これについて質疑、意見があればお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員 1点目については今までどおりで結構かと思えますけれども、2点目について、提案説明は今回予定提出案件も割と少ないですし、もうそろそろやっぱり町長に説明していただくという方向で進めてはどうかなどは思います。

委員長 ただいま、嶋田委員からそろそろ通常の対応に一部戻していったらどうかということで、提案説明の朗読省略については読んでいただいたらどうかというご提案でしたが、他の委員さんいかがでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 嶋田委員と同じです。もとに戻してもいいと思います。

委員長 一応参考までにですけど、コロナ対策について議会事務局で近隣がどういう対応をしているかというのは調べてもらったんです。私もそろそろ通常に戻していったらどうかということで調べていただいたんですけど、近隣は今まだこれまでの対策と変えてないということでしたんで、一応前回と同じようなということで提案をさせていただいていますが、参考までに。

ほかの皆さんどうですか。

奥村委員。

奥村委員 近隣と足並みをそろえてもいいのかなと思いますけど。

委員長 大森委員。

大森委員 私も奥村委員と同様で、近隣と足並みをそろえていいと思います。

委員長 それは、これまでどおり朗読も省略でとで理解してよろしいんですか。

大森委員 はい。

委員長 今、2つの意見出てますけど、残りの委員さんはいかがでしょう。参考に議長もよろしければご意見を。

伴議長。

議長　そうですね、正直、隣の町では今朝からも話題になっていまして、昨日からクラスターが起こってという経緯でなっていましたんで、なんとも言えんところですけど、難しい、そんな感じですね。

委員長　ちなみに近隣が町長の総括提案説明を省略しているかどうかというところまでは確認してないですし、そもそもどういうふうに運営されているのかということ自体も確認はできていませんので、コロナ対策としてはこれまでどおりやってきたことで継続をされていますよということなんですけど。

坂口委員。

坂口委員　難しいところですけども、議場等まだコロナ対策をとって行くのであれば、コロナ対策やっているのと同じように町長の提案省略でいいんじゃないかなと思います。全体的に解除するのであればあれですけども、と思います。

委員長　溝部委員。

溝部委員　私も非常に難しいなと思うんですけど、今までどおりの対策ということで、進めていってはいかがかなと思っています。

委員長　2つの意見ご提案いただいて、そろそろという思いもございしますが、近隣とちょっと足並みも揃えて、これまでどおりの対応でという委員さん多かったです。

嶋田委員。

嶋田委員　どうしてもというわけではないんですけども、解除するならいっぺんにとするのは、それこそどう言うんか、クラスター発生させるようなことですか。完全になくなったというんやったらそんでよろしいねんよ。せやから徐々に段階を踏んでいくという意味では、まず町長の提案説明やっていってもらおうと、議場やとかは今までどおりの感じでやっていくという思いで、僕

は言うただけで、どうしても町長に説明してもらおうとか、そういうふうなことではないんです。国においてもマスクのこととか、いろいろ徐々に徐々にやっていますやろ。もう今日からマスク取ってええねんと、そんなわけにはいかんからね。そやから変えるんやったら全部というわけやない、徐々に変えるさかいに、町長の提案説明をそろそろどうかなと、提案しただけですけど、どうしてもそういうことではどうかなという気はします。

委員長

嶋田委員のほうから徐々にということでご提案いただきました中で、まだ慎重になるべきやというご意見のほうが多そうなので、また次回以降に検討させていただいて対応については検討していきたいと思いますので、今回については、これまでどおりの対応ということでさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、6月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、議会事務局から提案があったとおり、これまでと同様の対応をするということで確認をしておきます。

以上で、(1) 令和4年第3回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取り扱いについてを議題とします。

これまでに1件の陳情書をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

この文書を受けた経緯について簡単に事務局から説明をお願いします。

佐谷議会事務局長

議会事務局
局長

それでは、これまでに提出を受けました要望書等につきまして、経緯などをご報告させていただきます。

「沖縄を『捨て石』にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」については、令和4年5月10日に、辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会一代表者・小宮勇介氏より郵送されてきたものです。

陳情書の趣旨は、沖縄が日本に復帰して今年で50年となるが、今なお、

米軍専用施設の70パーセントが沖縄にあり、沖縄県民の命と尊厳を傷つけている。米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきであることから、1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること。2. 辺野古新基地を断念すること。3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題を解決することを求める意見書を、国及び国会に提出されたいとのことです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長 ただいま、議会事務局長から説明がありましたが、これらの陳情書等の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

陳情書については事前配布させていただいておりますので、休憩を取らずにこのまま進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、要望書の取り扱いについて、ご意見をお聞きします。
嶋田委員。

嶋田委員 議員配布にとどめておいたらどうかなと思います。これについては、いろんな意見がありますんで、しかもこんな過激な言い方「捨て石」とか、その人が感じて「捨て石」と思っはるんやけども、他の考え方もいろいろあると思いますんで、これはもう議員皆さんに配布でいいかなと思います。

委員長 ほかの委員いかがでしょうか。
奥村委員。

奥村委員 私も「捨て石」という表現に対してはいかがなものかなと思いますし、難しい問題ではございますけれども、議員配布にとどめるのがいいと思います。

委員長 ほかの委員さんは。今、出ている意見と同じということでよろしいでし

ようか。

(異議なし)

委員長 それでは、ただいま議題となっております、要望書「沖縄を『捨て石』にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」は、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

以上で、(2) 要望書等の取り扱いについてを終わります。

総務部長から他に報告いただくことはございますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時45分 再開)

委員長 再開します。

次に、(3) 改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてを議題とします。

議長からお話がありますので、お受けしたいと思います。

伴議長。

議長 このたび、個人情報保護法が改正され、これに伴い、地方公共団体の議会については、独自に条例を定めるなど、その方向性を協議する必要がでてきました。このことについて、事務局より説明させます。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

ただいま議長よりお話がございましたが、改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてご説明申しあげます。

議会事務局資料1をご覧ください。令和3年5月に、個人情報保護法が改正されました。①改正の主な内容は、社会全体のデジタル化に対応した、個人情報保護とデータ流通の両立が求められるなか、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合。全国的な共通ルールを規定し、所管を個人情報保護委員会に一元化するというものです。法改正の内容については、添付しております資料「新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について」というカラー刷りの資料でございますが、こちらに詳しく記載されておりますので、後ほどご確認ください。

事務局資料1に戻ります。次に、②改正個人情報保護法と議会の適用関係についてです。この法改正の際、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取り扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され、適用の対象としないこととされました。

地方公共団体の議会については、条例等により、共通ルールに沿った自律的な対応のもと、個人情報保護が適切に行われることが期待されるようになっており、各議会の判断により条例制定が求められております。

次に、③斑鳩町議会における個人情報保護取扱いの関係例規をご覧ください。現行は、斑鳩町個人情報保護条例において、議会は実施機関として規定されております。そして、斑鳩町議会が管理する個人情報の保護等に関する規程により、斑鳩町個人情報保護条例施行規則を規定や様式を使って、実際の運用を行っております。この3つの例規につきましては、資料に添付しておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。

現行、こうなっているのでございますが、今回の個人情報保護法改正に伴い、地方公共団体の議会については、地方公共団体の機関から除外され、適用の対象としないこととされました。このまま、町議会が自ら条例を定めない場合は、現行のように個人情報保護制度を実施することができなくなります。そこで、議会の判断にもよりますが、（仮称）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例を制定し、さらに、（仮称）斑鳩町議会の個人情報の保護

に関する条例施行規程を制定することにより、改正個人情報保護法施行後も、斑鳩町議会として現行と同様に個人情報保護制度を実施することができます。この課題は、法改正に伴い全国の地方議会が抱える問題であることから、全国町村議会議長会が、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会とともに、総務省と個人情報保護委員会と協議を重ねられ、本日、資料を添付しておりますが、「〇〇町(村)議会の個人情報の保護に関する条例(例)」、こういったものを作成していただいております。

それでは、もう一度事務局資料に戻っていただきたいと思います。事務局資料の裏面⑤です。今後のスケジュール(案)です。令和4年5月、本日でありますが、法改正の概要についてご説明させていただきます。6月には、条例制定の方向性についてご協議をお願いしたいと考えます。制定の方向性となりましたら、四角囲みに書いておりますけれども、令和4年12月ごろに条例を制定し、令和5年3月ごろに施行規程を制定し、そして令和5年春の法施行を迎えるというものでございます。なお、こちらにつきましては、町村議会議長会うで、参考動画が今ユーチューブでアップされておりますので、そちらのURLも記載させていただきます。

以上、簡単ではございますけれども、改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてのご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま、議長からお話があり、事務局から説明されましたが、各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員 今、局長より説明いただきましたけど、これまだ資料、目を通してませんので、今、一気に言われてもちょっと意見言えませんので、これまた読んで次の議運の時にでも伺ってもらえたらなと思います。

委員長 今、嶋田委員がおっしゃったように、資料も結構分厚い量ありまして、まだ目を通してもらう時間とっておりませんので、最後に局長のほうから示していただいたスケジュールに沿って、今後協議を進めていければなというふうに思っております。ですので、じっくり資料に目を通していただいて、次

回以降で協議させていただくということで、そういう方向性で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように進めてまいります。

1. 協議事項については、これで終わります。

次に、2. その他についてを議題とします。

各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようでしたら、私のほうから、今年度の当委員会の取り組みテーマについて相談させていただきたいと思います。

お手元にこれまでのテーマの資料を参考として配布しております。資料を見ていただいて、どのようなテーマが良いか、次回以降の委員会で議論していきたいと思います。

さきほど議長からご相談のありました改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についても、今年度の検討のテーマになってこようかと思っておりますので、加えさせていただきたいと思います。

あと、3月の議会運営委員会で議論のあった動議の取り扱いですね、こちらから嶋田委員のほうから提案いただきましたが、こちらについても今年度の検討のテーマに加えさせていただきたいと思います。

そしてもうひとつ、5月10日の全員協議会で中川議員からご指摘いただきました事前審査ですね。こちらについても私自身もはっきり理解できていない部分もありますので、そもそも論からについて、テーマにさせていただいて、1年間かけて議論、勉強させていただこうかなと思っておりますので、こちらについてもテーマとして加えさせていただきたいと思います。

3つ提案させていただきましたが、これ以外に現時点で、委員皆さんのほうで何か検討のテーマとしてお持ちのことがありましたら、ご提案いただければなと思いますが、ございますでしょうか。

特にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、テーマの決定は6月開会中の議会運営委員会でさせていただきたいと思っておりますので、それまでに、事務局テーマについてご提案にいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長から、ほかに何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、2. その他についてを終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

以上で、本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

(午後1時56分 閉会)